

議案第151号

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「人体から排出され」を「「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。以下この条において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「検体検査」を「「施設告示第4号に掲げる施設にお

ける検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。